

皇學館大学教職課程小史

深 草 正 博

1. 大 学

(1) 教職に関する科目 昭和38年度から平成2年度まで

ここに掲げた一覧表は、大学再興の翌年から平成17年度までの教職課程に関わる科目とその担当教員の変遷を示したものである。

現在の教育職員免許状という法制度は、昭和24年5月31日法律147号「教育職員免許法」として公布されたものが基礎になっている。その第1条では「この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする」と謳われ、この条文は現在も当時のままである。この免許法制度を本学も踏襲した形でカリキュラムが組まれることになった。

さて、本学は当初国史学科と国文学科からスタートしたため、免許としては社会科と国語科の高等学校および中学校の一級・二級普通免許状を授けることとなった。そのための科目として以下のものが設定された。すなわち、「社会科教育法」、「国語科教育法」、「教育原理」、「教育心理学」、「道徳教育の研究」、「教育史」それに実地研修としての「教育実習」である。

その後、昭和40年には、「教育行政」が新たに開講され、昭和42年からは、教育実習が国語と社会それぞれ及び両者併修の二本立てになり、さらに昭和43年度からは「書道科教育法」が、また昭和46年度からは以上に加えて「社会教育」と「視聴覚教育」が開設された。そして「教育実習」は昭和47年度からは再び一本化されて現在にまで至っている。

昭和50年度には教育学科がそれまであった短大を改組する形で創設されたため、科目の多くを教育学科の教員が担当することになった。更に昭和52年度には神道学科が創設され、これまでなかった「宗教科教育法」が設置された。

昭和57年度からは、新たに「青年心理学」が付け加わっている。その後は平成2年度まで科目の変動はなく推移した。

なお、昭和53年度から『学生便覧』に、授業科目と教員名の他にその該当科目の解説が記されることとなった。今二、三の例をあげれば、「教育原理」では、「教育の意義と本質を究明し、中等教育の目的、内容、方法について概説する」とあり、「教育心理学」では、「教育心理学を体系的に述べる。序論 教育心理学の定位、領域、教育心理学の史的発達。教育心理学と臨床心理学との関係。本論 成長と発達。遺伝と環境、学習、教科の心理。ガイダンス。青少年の心理とその教育。特殊児童の心理とその教育。」とある。

しかし、その間に子どもをめぐる社会情勢は大きく変化した。すなわち、昭和40年代半ばに激化した受験戦争とそのための詰め込み教育の結果として、いわゆる落ちこぼれが増加し、不登校・非行などの社会問題が深刻化したのである。そこで、これまでの教員養成のあり方に大きな反省と改変が加えられるようになった。すなわち昭和63年と平成10年の二度にわたる大きな改正である。

皇學館大学教職課程小史（深草）

	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度
教育原理	3 笠尾雅美	3 笠尾	4 笠尾	4 笠尾	4 笠尾	4 笠尾
国語科教育法	3 奥村恒哉	3 西宮一民	4 北岡四良	4 北岡	4 北岡	4 北岡
社会科教育法	3 松本・荒川・藤本	3 松本・荒川・藤本	4 松本・荒川・藤本	4 藤本・林	4 笠尾・林	4 笠尾・林
書道科教育法						4 笠尾・曾野
教育心理学	2 岩崎乾一	4 岩崎	4 岩崎	4 岩崎	4 岩崎	4 岩崎
道德教育の研究	2 野口恒樹	2 野口	2 野口	2 野口	2 野口	2 野口
教育史	2 笠尾雅美	2 笠尾	2 笠尾	2 笠尾	2 笠尾	2 笠尾
教育行政			2 非開講	2 宮脇陽三	2 宮脇	2 宮脇
教育実習	2 笠尾 他	2 笠尾	2 笠尾・北岡	2 藤本・笠尾		
教育実習（国・社）					2 笠尾雅美	2 笠尾
教育実習（国・社併修）					1 笠尾雅美	1 笠尾
社会教育						
視聴覚教育						

	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度
教育原理	4 野口恒樹	4 野口	4 野口	4 野口	4 野口	4 野口
国語科教育法	4 美山 靖	4 美山	4 美山	4 美山	4 美山	4 美山
社会科教育法	4 林 潤一	4 林	4 林	4 田辺 裕	4 田辺	4 田辺
書道科教育法	4 曾野勝巳	4 曾野	4 曾野	4 曾野	4 曾野	4 田畑昭典
教育心理学	4 岩崎	4 岩崎	4 岩崎	4 岩崎	4 岩崎	4 岩崎
道德教育の研究	2 野口	2 野口	2 野口	2 野口	2 野口	2 野口
教育史	2 野口恒樹	2 野口	2 野口（集中）	2 野口	2 野口	2 野口
教育行政	2 斎藤 昭	2 斎藤	2 斎藤（集中）	2 斎藤	2 斎藤	2 斎藤
教育実習				2 岩崎乾一	2 岩崎	2 岩崎
教育実習（国・社）	2 岩崎乾一	2 岩崎				
教育実習（国・社併修）	1 岩崎乾一	1 岩崎				
社会教育			斎藤（集中）	2 斎藤	2 斎藤	2 斎藤
視聴覚教育			堀口潤一郎	1 堀口	1 堀口	1 堀口

	昭和50年度	昭和51年度
教育原理	4 西田善男	4 斎藤 昭
国語科教育法	4 岡部直裕	4 岡部
社会科教育法	4 西川順土	4 西川
書道科教育法	4 田畑	4 田畑
教育心理学	4 岩崎	4 岩崎
道德教育の研究	2 斎藤 昭	2 斎藤
教育史	2 結城陸郎	2 結城
教育行政	2 西田善男	2 西田
教育実習	2 岩崎	2 岩崎
教育実習（国・社）		
教育実習（国・社併修）		
社会教育	2 西田善男	2 吉川正倫
視聴覚教育	1 菊池三郎	1 菊池

教育学科創設

	昭和52年度	昭和53年度
教育原理	4 西田善男	4 西田
教育心理学	4 岩崎乾一	4 岩崎
道德教育の研究	2 斎藤	2 斎藤
国語科教育法	4 岡部	4 岡部
社会科教育法	4 西川	4 西川
書道科教育法	4 田畑	4 田畑
宗教科教育法	4 真弓常忠	4 真弓
教育実習	2 岩崎	2 岩崎
教育史	2 結城	2 結城
社会教育	2 吉川	2 吉川
教育行政	2 西田	2 西田
視聴覚教育	1 菊池	1 菊池
青年心理学		

神道学科創設

	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度
教育原理	4 西田	4 西田	4 斎藤 昭	4 斎藤	4 斎藤	4 斎藤
教育心理学	4 菊池三郎	4 菊池	4 菊池	4 菊池	4 小川隆章	4 小川
道德教育の研究	2 斎藤	2 斎藤	2 天野格之助	2 天野	2 天野	2 天野
国語科教育法	4 岡部	4 岡部	4 岡部	4 岡部	4 岡部	4 岡部
社会科教育法	4 西川	4 西川	4 西川	4 西川	4 西川	4 西川
書道科教育法	4 田畑	4 田畑	4 田畑	4 田畑	4 田畑	4 田畑
宗教科教育法	4 真弓	4 白山芳太郎	4 白山	4 白山	4 白山	4 白山
教育実習	2	2 西田・結城	2 結城陸郎	2 岡部直裕	2 岡部	2 岡部
教育史	2 結城	2 結城	2 結城	2 結城	2 結城	2 掛本勲夫
社会教育	2 吉川	2 吉川	2 吉川	2 吉川	2 吉川	2 吉川
教育行政	2 西田	2 西田	2 西田	2 伊藤敏雄	2 伊藤	2 伊藤
視聴覚教育	1 菊池	1 菊池	1 菊池	1 菊池	1 小川	1 小川
青年心理学				2 小川	2 小川	2 小川

	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
教育原理	4 斎藤	4 伊藤敏雄	4 伊藤	4 伊藤・掛本	4 伊藤・掛本	4 伊藤・掛本
教育心理学	4 池田義徳	4 池田	4 池田	4 池田	4 池田	4 池田
道德教育の研究	2 天野	2 天野	2 天野	2 天野	2 天野	2 天野
国語科教育法	4 岡部	4 大杉光生	4 大杉	4 大杉	4 大杉	4 廣濱文雄
社会科教育法	4 西川	4 深草正博	4 深草	4 深草	4 深草	4 深草
書道科教育法	4 田畑	4 田畑	4 田畑	4 田畑	4 田畑	4 田畑
宗教科教育法	4 白山	4 白山	4 白山	4 白山	4 白山	4 白山
教育実習	2 岡部	2 岡部	2 岡部	2 岡部	2 岡部	2 田畑・廣濱 白山・深草
教育史	2 掛本	2 掛本	2 掛本	2 掛本	2 掛本	2 掛本
社会教育	2 吉川	2 阿部達彦	2 阿部	2 阿部	2 阿部	2 阿部
教育行政	2 伊藤	2 伊藤	2 伊藤	2 伊藤	2 伊藤	2 伊藤
視聴覚教育	2 織田揮準	2 織田	2 織田	2 織田	2 織田	2 織田
青年心理学	2 小川	2 小川	2 小川	2 小川	2 小川	2 小川

	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
教育文化論	4 伊藤・掛本	4 伊藤・掛本	4 伊藤・掛本	4 伊藤・掛本	4 伊藤・掛本	4 伊藤・掛本
教育心理学	2 池田	2 池田	2 池田	2 池田	2 池田	2 吉田直樹
教育実践論	2 池田	2 池田	2 池田	2 池田	2 池田	
中等教育実践論						2 浜口誠
授業構成法 I	2 廣濱	2 佐藤虎男	2 佐藤	2 佐藤	2 佐藤	2 佐藤
II	2 田畑	2 田畑	2 田畑	2 田畑	2 田畑	2 田畑
III	2 深草	2 深草	2 深草	2 深草	2 深草	2 深草
IV	2 深草	2 深草	2 深草	2 深草	2 深草	2 深草
V	2	2 三輪	2 三輪	2 三輪	2 三輪	2 三輪
VI	2 白山	2 白山	2 白山	2 白山	2 白山	2 新田 均
教育学	2 小川	2 小川	2 織田揮準	2 織田	2 織田	2 織田
道德教育の研究	2 山本 宏	2 山本	2 山本	2 水地宗明	2 水地	2 水地
特別活動の研究	2 林潤一	2 林	2 林	2 林	2 林	2 植村匡宏
教育実習	3 田畑・廣濱 白山・深草	3 田畑・佐藤 白山・深草	3 田畑・佐藤 白山・深草	3 田畑・佐藤 白山・深草	3 田畑・佐藤 白山・深草	3 佐藤・田畑 深草・新田
社会教育	2 阿部	2 阿部	2 阿部	2 阿部	2 阿部	2 阿部
生涯教育論						
視聴覚教育	2 織田	2 織田	2 安田 昇	2 安田	2 安田	2 安田

皇學館大学教職課程小史（深草）

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
教育文化論	4 伊藤・掛本	4 伊藤・掛本	4 阿部・掛本
教育心理学	2 吉田	2 吉田	2 吉田
教育実践論			
中等教育実践論	2 浜口	2 浜口	2 浜口
授業構成法 I	2 角田敏郎	2 角田	2 角田
II	2 田畑	2 田畑	2 大池茂樹
III	2 深草	2 深草	2 深草
IV	2 深草	2 深草	2 深草
V	2 三輪	2 荒井正雄	2 荒井
VI	2 新田	2 新田	2 新田
教育工学	2 織田	2 織田	2 織田
道德教育の研究	2 水地	2 水地	2 水谷 勇
特別活動の研究	2 植村	2 植村	2 植村
教育実習	3 田畑・角田 深草・新田	3 田畑・角田 深草・新田	3 角田・深草 新田
社会教育			
生涯教育論	2 阿部達彦	2 阿部	2 阿部
視聴覚教育	2 安田	2 安田	2 奥村晴彦

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
発達・学習心理学	2 吉田	2 吉田	2 吉田	2 織田	2 市川千秋	2 市川
教職論	2 掛本	2 掛本	2 掛本	2 掛本	2 掛本	2 掛本
教育の歴史と思想	2 掛本	2 掛本	2 掛本	2 掛本	2 掛本	2 掛本
教育の制度と経営	2 伊藤	2 伊藤	2 伊藤	2 伊藤	2 伊藤	2 伊藤
教育課程論	2 伊藤	2	2 掛本	2 掛本	2 掛本	2 掛本
国語科教育法 I	4 角田	4 角田	4 角田	4 井爪 皓	4 井爪	4 井爪
II	4 角田	4 角田	4 角田	4 井爪	4 松田典祀	4 松田
書道科教育法	4 大池	4 大池	4 大池	4 大池	4 大池	4 上小倉一志
社会科教育法 I	4 加茂正典	4 加茂	4 加茂	4 加茂	4 加茂	4 加茂
II	4 加茂	4 加茂	4 加茂	4 加茂	4 加茂	4 加茂
地歴科教育法	4 深草	4 深草	4 深草	4 深草	4 深草	4 深草
公民科教育法	4 荒井	4 荒井	4 荒井	4 阪上順夫	4 阪上	4 阪上
宗教科教育法 I	4 新田	4 三輪尚信	4 三輪	4 三輪	4 三輪	4 三輪
II	4 新田	4 新田	4 新田	4 新田	4 新田	4 白山芳太郎
英語科教育法 I			4 豊住 誠	4 豊住	4 豊住	4 豊住
II			4 豊住	4 豊住	4 豊住	4 豊住
道德教育の研究	2 前田 幹	2 前田	2 前田	2 前田	2 前田	2 前田
特別活動の研究	2 植村	2 植村	2 植村	2 岡 眞勝	2 岡	2 岡
教育工学	2 織田	2 織田	2 織田	2 織田	2 織田	2 須曾野仁志
生徒・進路指導論	2 掛本	2	2 福田信男	2 福田	2 福田	2 福田
教育相談	2 萩 吉康	2 萩	2 萩	2 萩	2 市川千秋	2 市川
総合演習	2	2	2 半田・村石 阿部・宮永 外山・長尾 新田・松浦 山田・大池	2 半田・村石 阿部・宮永 外山・長尾 新田・松浦 山田・大池	2 白山・半田 村石・大池 岡野・勝美 長尾・新田 松浦・山田	2 新田・半田 松浦・勝美 ダイクス
教育実習	3 角田・新田 深草	3 角田・新田 深草	3 角田・井後 深草・大池 豊住	3 深草・大池 本澤	中5 高3 深草・大池 豊住・本澤	中5 高3 深草・上小倉 豊住・本澤

コミュニケーション
学科創設

（2）教職に関する科目 平成3年度から平成11年度まで

昭和50年代後半にはいると、第2次ベビーブーム以降の児童生徒数の減少期にはいるとともに、いじめ、登校拒否、校内暴力といった学校現場の荒廃が進み始めた。このため文部省においても、教師教育のあり方を含めた学校教育全般に及ぶ諸制度のあり方に検討が加えられることとなった。そのために昭和58年には時の中曽根内閣総理大臣の私的諮問機関として「文化と教育に関する懇談会」が、さらに翌昭和59年には臨時教育審議会が設置された。そこでは①個性重視の原則②生涯学習体系への移行③変化への対応の三つが打ち出された。これに基づいて昭和60年から62年までに四つの答申が出されたのである。なかでも昭和61年4月に出された第2次答申においては、教育の活性化を高めるための主要課題のひとつとして、教員の資質向上についての問題が取り上げられ、教員の養成・免許制度の改善や教員の研修の改善など、各般にわたり基本的な提言が行われた。

その後、教育職員養成審議会はこうした提言を受け、昭和62年12月に文部大臣宛に「教員の資質能力の向上方策等について」の答申を行った。この中で、「専門職としての教員の職責に鑑み、教員については、教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれらを基盤とする実践的指導力が必要である」とされた。そしてそのためには、開放性教員の原則に立ちつつ、教員養成課程における専門性の一層の充実と高度の専門性の確保、教育界への社会人の登用、さらに教員の現職研修を組織的体系的に見直すことなどが提言された。

この答申を受けた文部省は、昭和63年の3月の通常国会に「教育職員免許法等の一部を改正する法律案」として提出し、同年12月の113回国会において法律第106号として公布され、平成元年4月1日から施行されることとなった。この免許制度の主な改正点は次のようなものであった。すなわち、①それまでの「一級・二級免許状」の免許基準を引き上げる。②普通免許状の種類を、学部卒業程度を基礎資格とする「一種免許状」と短大卒業程度を基礎資格とする「二種免許状」とする。③すべての校種に修士課程修了程度を基礎資格とする「専修免許状」を新設する。④二種免許状を有するものは、一種免許状取得の努力が課せられる。⑤社会人の有為な人材を学校教育に活用するために、「特別免許状」を創設する。

さらに今回の免許教科の改訂で、これまで高等学校教諭の普通免許状「社会」が、「地理歴史」と「公民」に再編され、高等学校一種免許状として、「地理歴史」と「公民」という免許状が設けられた。

以上に加え、教職に関する科目に、「教育の方法・技術」、「生徒指導」、「特別活動」等の科目が新設された。なお、教育実習については、先の答申において「今後、初任者研修制度の創設により、新任教員の実践的指導力・使命感の深化等が期待され、また、現在地域により実習生の派遣・受け入れに関して問題が生じていること等に配慮し、学校における実習期間は現行どおりとする」とされ、教育実習期間は従来どおりとされた。ただし、この改正において、「その構造化と内容の改善を図るため」、大学において事前・事後指導を必須とした。

以上みてきたこの改訂は、当時の社会変化や文化の発展に対応する教育の実現を期して、教員養成・免許制度のあり方にまで踏み込んだものとして、免許法制定以来40年ぶりのもっとも大きなものであった。

本学でもこれを受けて、直ちにカリキュラム改革に着手し、表に見られるように、それまでとは大きく異なった、教職課程の教科編成を行った。すなわち、従来の「教育原理」を「教育文化論」・「教育実践論」（平成8年度からは「中等教育実践論」）に組み替え、上記の新設された「教育の方法・技術」を「教

育工学」として設定し、また「道德教育の研究」を置いた。

教育実習に関しては、事前・事後に万全を期するために、平成2年度からこれまで担当者が一人であったのを、一挙に四人体勢にした。

さらに大きな編成替えは、それまでの国語・社会・書道・宗教それぞれの教科教育法を、授業構成法Ⅰ～Ⅵとして内容を大きく変えたことである。

なお、「社会教育」は平成9年度より「生涯教育論」として編成替えされている。

（3）教職に関する科目 平成12年度から

先の40年ぶりの改正以降、日本社会はかつてない大きな変化に直面した。いわゆるバブル経済の崩壊である。それまでの過度の受験競争、いじめ、不登校、中途退学は依然として続き、さらにはこのころより大きな話題となり始めた学級崩壊など、深刻な問題は解決されることなく山積していた。その上、子どもたちの社会性の不足や倫理観の欠如、自立の遅れ等も問題にされるようになってきたのである。

このような状況の下で、平成7年4月、時の与謝野文部大臣は、第15期中央教育審議会へ「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」で以下の内容の諮問を行った。すなわち、①今後における教育のあり方および学校・家庭・地域社会の役割と連携のあり方②一人一人の能力・適正に応じた教育と学校間の接続の改善③国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育のあり方、である。

この諮問に基づいて、中央教育審議会は平成8年7月19日に、『一子供に「生きる力」と「ゆとり」を一』という命題で、以下のような3部にわたる第1次答申を行った。すなわち、第1部「今後における教育のあり方」第2部「学校・家庭・地域社会の役割と連携のあり方」第3部「国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育のあり方」、である。そして、この第2部で「生きる力」の育成を基本とし、子どもたちが「自ら学び、自ら考える教育」への転換をめざす「ゆとり教育」が提言された。

以上の答申と連動して、平成8年7月29日、時の奥田文部大臣より教育職員養成審議会に対して、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」諮問が行われた。その際の「検討事項」は以下の如くである。

1. 教員養成課程のカリキュラムの改善について
 - （1）教育相談（カウンセリングを含む）、国際化・情報化、理科教育、環境教育、特殊教育等に係わる教員養成課程の教育内容の在り方について
 - （2）教育実習の期間、内容等の在り方について
 - （3）教科に関する科目・教職に関する科目のバランスの在り方について
 - （4）体験的実習等効果的な教育方法の導入の在り方について
2. 修士課程を積極的に活用した養成の在り方について
3. その他関連する事項
 - （1）養成と採用・研修との連携の円滑化
 - （2）教員養成に携わる大学教員の指導力の向上
 - （3）特別非常勤講師制度の改善
 - （4）その他

教育職員養成審議会はこの諮問を受けて、まず上記1および3について審議を行い、とりわけ「教

員に求められる資質能力は何か」につき、現在直面している課題を適切に対処し、これからの時代に求められる学校教育の実現を図る観点から、教員の資質能力を図ることが特に重要であるとの認識に達し、今後特に求められる具体的な資質能力の例として、次3点を打ち出した。①地球的視野に立って行動するための資質能力 ②変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力 ③教員の職務から必然的に求められる資質能力、である。

ついで、教員資質能力の形成過程において、教員養成の果たすべき役割を明らかにする観点から、特に大学の教職課程の役割に眼が向けられた。その養成段階では、修得すべき「最小限必要な資質能力」（採用当初から学級や教科を担当しつつ、教科指導、生徒指導等の職務を著しい支障が生じることなく実践できる資質能力）を身につけさせる過程であることが確認された。

さらに、教員養成カリキュラム改善についての提言では、教員カリキュラムの基本構造と教育内容の2つの視点から検討が行われた。その上で、これまでの免許法の一部改正に至ったのである。今、その主要改正点を本学の教職課程に特に係わるもののみを挙げると、以下ようになる。①「教職に関する科目」に我が国の社会全体に関わるテーマを内容とした、「総合演習」（2単位）を新設する。②「教職への志向と一体感の形成に関する科目」（2単位）を新設する。施行規則では、「教職の意義等に関する科目」との名称で新設する。③中学校の一種および二種免許状に係わる「教育実習」の最低修得単位数を5単位（うち事前・事後指導1単位）に改める。④小学校、中学校および高等学校に係わる「生徒指導、教育相談および進路指導に関する科目」を充実させるために、現行の2単位から4単位に改める。なお、「教育相談」に係わる内容の中に「カウンセリング」に係わるものを含めるものとする。⑤中学校および高等学校の一種免許状について、各教科の指導法に係わる単位数をそれぞれ8単位、4単位程度開設し、教科教育法の内容の一層の充実を図る必要がある。

もう一つ今回の答申においてこれまでの免許法と異なる大きな変更点として、現行制度やその運用をより柔軟で効果的なものにする事とし、一種および二種免許状に新たな科目区分として「教科または教職に関する科目」を新設し、併せて「教科に関する科目」の必要単位数を現行の半分程度に削減し、「教職に関する科目」の単位数増が示されたことである。

さて、以上のような大きな改正に対して、前回の改正からわずか10年余りしかたっておらず、その成果も十分検証もしないまま今回の答申が行われたこと、あるいは「開放性教員養成」の崩壊につながりかねないなど、各方面からさまざまな疑義が出されたが、第142回国会でこの答申に基づいた審議が慎重に行われ、「教員養成における『開放性』の原則を堅持し、教員養成系大学を含む教員養成を行っている大学・学部における教員養成に係わる諸条件に十分に配慮し、一層の充実を努めること」等の付帯条件が付けられた上で可決された。

こうして、以上のような経過を経て、平成10年6月10日法律98号「教育職員免許法の一部を改正する法律」として公布され、同年7月1日付けで施行された。

本学もこの法律を受けて、平成12年度から実施すべくカリキュラムの改正に取り組むこととなった。その結果が先の表に示されている。すなわち、まず、主要改正点の①に係わる「総合演習」に関して、一体だれが担当するのかについて議論が分かれたが、結局、消極的ではあるがひとまず比較的コマ数の少ない教員に依頼することに落ち着いた。

次の②「教職の意義等に関する科目」としては、「教職論」、「教育の歴史と思想」、「教育の制度と経営」、「教育課程論」が新たに設置された。

さらに、④に係わる「生徒指導、教育相談および進路指導に関する科目」については、「生徒進路指導論」と「教育相談」が置かれた。

最後に⑤に係わって、教科教育の一層の充実を図るために、「国語科教育法Ⅰ・Ⅱ」（中学・高校）、「書道科教育法」、「社会科教育法Ⅰ・Ⅱ」（中学）、「地歴科教育法」、「公民科教育法」、「宗教科教育法Ⅰ・Ⅱ」が、これまでの授業構成法を単位を増加させる方向で編成替えされた。また、コミュニケーション学科の増設にともない、平成14年度からは、「英語科教育法Ⅰ・Ⅱ」が新設された。

しかし、このような単位の大幅な増加は、学生にとっては大きな負担にもなり、すでに前回の改正においてもその傾向は見られたが、教職課程を履修する学生数が大きく落ち込んでゆくことになった。

（ふかくさ まさひろ・皇學館大学教育学部教授）

【編集担当者附記】本稿は、『皇學館大學百三十年史』各説篇に掲載のため準備された原稿であるが、同書の刊行を見送ることとなったためここに掲載させていただいた。